

2019年12月17日

各 位

三井住友信託銀行株式会社

## 「おひとりさま信託」の取扱い開始について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：橋本 勝、以下「当社」）は、単身者や身寄りのない方、ご家族と離れて暮らす方など“おひとりさま”向けに、万が一の時の身の回りのこと（死後事務）をトータルでサポートする「おひとりさま信託」の取扱いを開始します。

（2019年12月17日（火）より、日本橋営業部、新宿支店、新宿西口支店で先行して受付を開始し、順次、拡大していく予定です。）

未婚率の上昇、配偶者との死別、お子さまとの遠居等、2040年には全世帯に占める単身世帯の割合が約40%にのぼるとの推計（\*1）もあり、相続発生時に身の回りのことを親族に頼れない人の増加が予想されます。

本商品は、一般社団法人安心サポートと連携し、当社のもつ信託の機能と死後の身の回りのことに対する実務を融合させることで、おひとりさまのご希望を実現するための機能を提供します。

### おひとりさま信託の特長

#### ①分かりやすい「未来の縁—ing(エンディング)ノート」

ご契約時に、身の回りのことに対するご希望を記載いただいたエンディングノートをお預かりします。

#### ②かんたんSMS安否確認

ご契約期間中、SMS（ショートメッセージサービス）でお客さまの安否確認を行います（\*2）。

#### ③遺言代用機能で死後事務の費用や寄付の資金を管理

相続発生時に、死後事務の費用の支払いや、寄付（遺贈）ができます。

#### ④一般社団法人安心サポートのご紹介

死後の身の回りのこと（\*3）を委任できる一般社団法人安心サポートをご紹介します。

今後も、当社は、お客さまのニーズに対して多彩な商品ラインアップをご用意し、人生100年時代におけるお客さまのベストパートナーを目指してまいります。

以 上

（\*1）出典：国立社会保障・人口問題研究所「2018（平成30）年推計 日本の世帯数の将来推計（全国推計）」

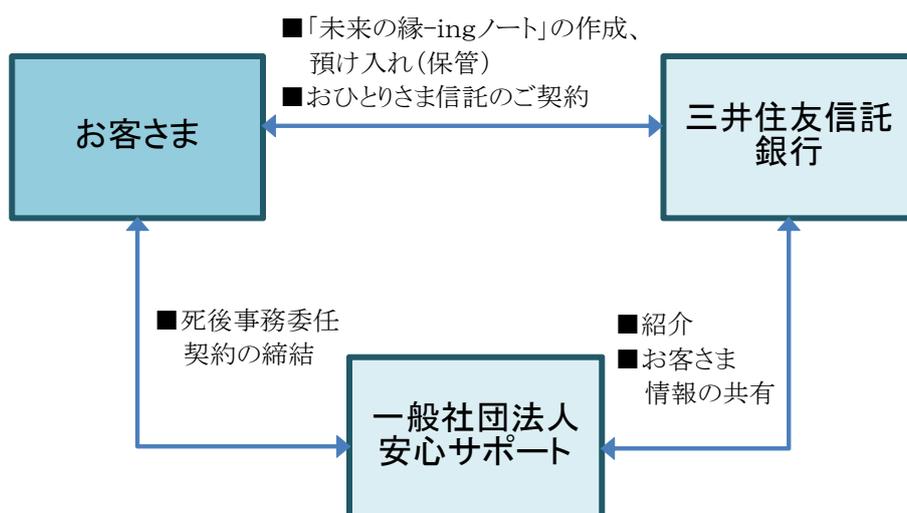
（\*2）SMS安否確認は2020年4月以降のサービス開始を予定しています。

（\*3）葬儀・埋葬、デジタル遺品の消去、家財等の整理、訃報連絡、ペットの託し先への搬送など

## おひとりさま信託の商品概要

信託の仕組み	<p>お客さま（委託者兼受益者）から当社（受託者）に信託された財産を、お客さまの相続が発生した際に、あらかじめ指定された死後事務委任契約に係る費用等を精算（※1）のうえ、残余財産を帰属権利者（※2）にお支払いする商品（特約付合同運用指定金銭信託）です。</p> <p>（※1）一般社団法人安心サポートが請求する費用に限り支払います。</p> <p>（※2）お客さまの推定相続人、当社が提携する寄付先法人の中から、お一人または一法人をご指定いただけます。</p>
最低預入額	300万円以上（1円単位）
設定時信託報酬 終了時信託報酬	<p>新規設定時に33,000円（税込）</p> <p>信託終了時に以下（ア）（イ）の合計額を信託財産からお支払いいただきます。</p> <p>（ア）110,000円（税込）</p> <p>（イ）契約期間（年数、1年未満切捨て）×6,600円（税込）</p>
中途解約	<p>やむを得ない事情の場合には、中途解約に応じ、受益者に信託金をお支払いすることがあります。その際に以下（ア）と（イ）の合計額を信託元本より差し引きます。一部解約の際は（イ）を信託元本より差し引きます。</p> <p>（ア）契約期間（年数、1年未満切捨て）×6,600円（税込）</p> <p>（イ）元本と利息の合計額から、ご請求日の当社の店頭に掲示する解約手数料および源泉税額</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>元本補てん契約が付与されています。元本は預金保険対象商品です。</li> <li>信託金の残高および収益金の計算については、年2回ご案内いたします。</li> <li>通帳式のみのお取り扱いとなります。</li> </ul>

## サービスご提供の仕組み



※ 一般社団法人安心サポートは、当社および三井住友トラスト・ホールディングス株式会社により、高齢者に関連する福祉の増進に寄与することを目的として設立されました。